

資料第3－(1) 東京都管内

一			級					
利根川水系			荒川水系					
番号	河川名	延長	番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
		km			km			km
1	江戸川	10.80	1	荒川	32.80	21	江古田川	1.64
2	旧江戸川	9.36	2	旧中川	6.68	22	善福寺川	8.84
3	新川	3.68	3	隅田川	23.50	23	石神井川	25.20
4	中川	22.20	4	月島川	0.53	24	新河岸川	8.00
5	綾瀬川	11.03	5	大横川	6.52	25	白子川	10.11
6	新中川	7.84	6	大島川西支川	0.82	26	黒目川	4.60
7	大場川	2.42	7	大島川東支川	0.78	27	落合川	3.60
8	伝右川	0.57	8	大横川南支川	0.42	28	柳瀬川	7.25
9	垢(がけ)川	2.25	9	北十間川	3.24	29	空堀川	15.00
10	毛長川	6.97	10	横十間川	3.66	30	奈良橋川	2.85
計		77.12	11	大横川支川	0.096	31	霞川	5.50
			12	仙台堀川	1.94	32	成木川	12.67
			13	平久川	1.13	33	黒沢川	7.12
			14	古石場川	0.64	34	北小曾木川	4.80
			15	小名木川	4.64	35	旧綾瀬川	0.43
			16	堅川	5.15	36	芝川	0.33
			17	神田川	25.48	37	新芝川	1.60
			18	日本橋川	4.84	38	直竹川	0.52
			19	亀島川	1.06			
			20	妙正寺川	9.05	計		253.036

鶴見川水系		
番号	河川名	延長
		km
1	鶴見川	12.78
2	恩田川	5.50
3	真光寺川	1.87
4	麻生川	0.60
計		20.75

一級水系	大臣直轄管理	知事管理	計
	km	km	km
利根川水系	22.10	55.02	77.12
荒川水系	33.10	219.936	253.036
多摩川水系	76.12	334.86	410.98
鶴見川水系	0	20.75	20.75
計	131.32	630.566	761.886

級別	河川数	延長
		km
一級河川	92	761.886
二級河川	15	95.17
計	107	857.056

河川一覧表

河川部指導調整課

令和 7 年 8 月 31 日現在

河 川					
多 摩 川 水 系					
番号	河 川 名	延長	番号	河 川 名	延長
		km			km
1	多 摩 川	98.65	21	御 霊 谷 川	0.75
2	海 老 取 川	1.04	22	山 入 川	5.00
3	谷 沢 川	3.70	23	小 津 川	4.00
4	野 川	20.23	24	醍 醐 川	3.80
5	仙 川	20.90	25	残 堀 川	14.46
6	丸 子 川	7.27	26	谷 地 川	12.90
7	入 間 川	1.75	27	秋 川	33.57
8	三 沢 川	5.67	28	養 沢 川	7.30
9	大 栗 川	15.29	29	北 秋 川	10.40
10	乞 田 川	4.43	30	平 井 川	16.45
11	大 田 川	1.69	31	氷 沢 川	1.10
12	程 久 保 川	3.80	32	鯉 川	3.00
13	浅 川	30.15	33	玉 の 内 川	1.50
14	湯 殿 川	8.90	34	北 大 久 野 川	5.50
15	兵 衛 川	2.80	35	大 荷 田 川	3.10
16	山 田 川	4.80	36	鷺 巢 川	2.50
17	川 口 川	14.09	37	日 原 川	9.00
18	南 浅 川	8.11	38	小 菅 川	2.11
19	案 内 川	8.00	39	大 沢 川	3.50
20	城 山 川	7.10	40	三 沢 川 分 水 路	2.67
			計		410.98

二 級 河 川		
そ の 他 の 水 系		
番号	河 川 名	延長
		km
1	目 黒 川	7.82
2	蛇 崩 川	5.11
3	北 沢 川	5.50
4	鳥 山 川	11.70
5	呑 川	14.42
6	九 品 仏 川	2.61
7	古 川	4.35
8	渋 谷 川	2.40
9	境 川	28.51
10	内 川	1.55
11	立 会 川	7.41
12	越 中 島 川	0.94
13	築 地 川	0.75
14	汐 留 川	0.90
15	ハ ツ 瀬 川	1.20
計		95.17

太字：都管理河川
ただし斜字は国管理区間あり。
下線は特別区管理区間あり。
斜字：国管理河川
細字：特別区管理河川

管理区分	国土交通大臣の行う管理	都道府県知事の行う管理	国土交通大臣の認可等を要するもの
一級河川（指定区内）	(河川法4条、9条、河川法施行令2条) ①一級河川の水系、河川、指定区間の指定 (河川法施行令2条) ② 河川台帳の調製及び保管 ③ 河川整備基本方針の策定・変更 ④ 特定水利使用（一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的）に関する処分及び権限行使 ⑤ ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常洪水時の水利使用の調整に関する斡旋・調停 ⑥ 国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるものの施行 (河川法79条の2) 洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用困難、汚水流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	(河川法9条2項ほか) 次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理（区管理河川・区間においては各特別区が行う管理を除く。） ① 河川区域、河川保全区域及び河川予定地等の指定 ② 河川整備計画の策定・変更 ③ 河川工事・河川の維持 ④ 流水占用、土地占用、土石の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等 ⑤ 河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等	(河川法79条1項、河川法施行令45条) ① 河川整備計画の策定・変更 ② 堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事 ③ 地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ④ 準特定水利使用（発電、水道、鉱工業、灌漑目的で特定水利使用に準ずる規模）に関する処分 ⑤ ダム、水門、開門、橋その他の工作物で治水上又は利水上の影響が著しいものに係る処分 ⑥ 河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可
二級河川	(河川法79条の2) 洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用の困難、汚水流入等による河川環境の保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	各特別区が行う管理※ 次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ① 河川の維持修繕・維持管理 ② 流水占用、土地占用、土石の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等 ③ 河川保全区域の掘削の許可等 (河川法10条ほか) 二級河川の指定その他の全ての管理（区管理河川・区間においては各特別区が行う管理を除く。）	(河川法79条2項) ① 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定・変更 ② 河川工事のうち、堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事 ③ 地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ④ 特定水利使用（一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的）に関する処分

※「区管理河川・区間」「各特別区が行う管理」特別区に存する河川（一級河川（指定区間内に限る。）、二級河川及びこれらの河川に係る河川管理施設）の管理の一部は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、河川が所在する各特別区が行うこととされている。ただし、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川、水門、排水機場、地下調節池及び分水路に関する事務、河川法79条の規定により国土交通大臣の認可を要する事務、機械力による浚渫工事の施行並びに市又は他の県の区域に係る事務は都に留保されている。

資料第3－(3) 主要な事業（河川）の進捗状況

河川部計画課・防災課

事業名	全体計画	令和5年度 迄実績	令和6年度決算				令和7年度予算	
	規模	規模	当該年度 規模	累積 規模	進捗率 %	事業費 百万円	当該年度 規模	事業費 百万円
中小河川整備								
50mm降雨に対する整備	324.0km	221.6km	0.7km	222.3km	69	15,916	1.0km	22,621
高潮防御施設整備								
防潮堤	106.9km	103.2km	0.1km	103.3km	97	295	0.0km	1,076
護岸	61.7km	56.6km	0.0km	56.6km	92	393	0.0km	447
スハ－堤防等の整備								
隅田川スハ－堤防	23.4km	16.4km	0.1km	16.5km	71	508	0.0km	2,412
隅田川テラス	47.5km	47.0km	0.0km	47.0km	99	1,077	0.1km	1,044
その他河川	5.9km	2.9km	0.4km	3.3km	56	1,289	0.2km	709
江東内部河川整備								
西側河川								
耐震護岸	23.1km	19.2km	0.1km	19.3km	84	296	0.0km	86
東側河川								
河道整備	27.2km	21.7km	0.0km	21.7km	80	1,810	0.7km	1,183
河川施設の耐震・耐水対策								
堤防の耐震対策（第一期）	85.8km	65.1km	－	－	－	－	－	－
水門等の耐震・耐水対策（第一期）	22施設	13施設	－	－	－	－	－	－
堤防の耐震対策（第二期）	56.8km	6.9km	5.0km	11.9km	21	15,340	5.3km	21,542
水門等の耐震・耐水対策（第二期）	9施設	6施設	1施設	7施設	78	4,158	2施設	2,847
砂防海岸整備								
砂防事業	181溪流	116溪流	2溪流	116溪流	64	2,394	2溪流	4,089
急傾斜地	71地区	60地区	2地区	62地区	87	1,356	0地区	2,762
地すべり防止	12地区	12地区	0地区	12地区	100	6	0地区	25
海岸事業	19.4km	19.3km	0.0km	19.3km	99	312	0.0km	476
小笠原河川整備								
砂防事業	9溪流	7溪流	1溪流	8溪流	89	216	1溪流	263
地すべり防止	2地区	1地区	0地区	1地区	50	40	0地区	150
河川しゅんせつ								
しゅんせつ土量	825.4千m ³	192.7千m ³	83.1千m ³	275.8千m ³	33	695	101.3千m ³	789

資料第3－(4) 調節池設置箇所別調書

河川部計画課

区 分	河川名	名 称	敷地面積 (㎡)	貯留量 (m³)	設置場所	完成 年度※1
稼働中 13 河川 29 箇所※2	石神井川	富士見池調節池	21,000	33,800	練馬区	S 47 (H19 拡張)
		芝久保調節池	10,000	11,000	西東京市	S 55
		南町調節池	8,000	12,000	西東京市	S 55
		向台調節池	30,000	81,000	西東京市	S 58
	善福寺川	和田堀公園調節池	9,700	17,500	杉並区	R 6
		和田堀第六調節池	15,400	48,000	杉並区	S 58 (H19 拡張)
		善福寺川調節池	3,600	35,000	杉並区	H29
	野 川	野川第一調節池	14,800	21,000	小金井市	S 58
		野川第二調節池	16,900	28,000	小金井市	H 元
		野川大沢調節池	43,100	158,000	三鷹市	H13 (R5 拡張)
	白 子 川	比丘尼橋上流調節池	22,000	34,400	練馬区	S 60
		比丘尼橋下流調節池	15,400	212,000	練馬区	H14
		白子川地下調節池		212,000	練馬区	H30
	妙正寺川	妙正寺川第一調節池	11,000	30,000	新宿区・中野区	S 61
		北江古田調節池	15,600	17,000	中野区	S 61
		落合調節池	9,600	50,000	新宿区	H 7
		妙正寺川第二調節池	11,300	100,000	中野区	H 7
		上高田調節池	16,600	160,000	中野区	H 9
		鷺宮調節池	10,000	35,000	中野区	H25
	神 田 川	神田川・環七地下調節池		540,000	中野区・杉並区	H19
		下高井戸調節池	7,300	30,000	杉並区	整備中
	目 黒 川	船入場調節池	2,900	55,000	目黒区	H 2
		荏原調節池	11,400	200,000	品川区	H13
	柳 瀬 川	金山調節池	31,500	46,000	清瀬市	H 5
	霞 川	霞川調節池	13,300	88,000	青梅市	H18
	古 川	古川地下調節池		135,000	港区・渋谷区	H29
	黒 目 川	黒目橋調節池	14,000	221,000	東久留米市	H30
	落 合 川	下谷橋調節池	12,200	9,500	東久留米市	整備中
	残 堀 川	残堀川調節池	50,000	60,000	立川市・昭島市	H30
	(小計)			2,680,200		
整備中 4 河川 8 箇所※2	神 田 川	下高井戸調節池		—	杉並区	
		環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	中野区・練馬区	
	石神井川	城北中央公園調節池（一期）		90,000	練馬区・板橋区	
		城北中央公園調節池（二期）		160,000	練馬区・板橋区	
		石神井川上流地下調節池		293,000	西東京市・武蔵野市	
	境 川	境川金森調節池		151,000	町田市	
		境川木曽東調節池		49,000	町田市	
		境川木曽西調節池		50,000	町田市	
	落 合 川	下谷橋調節池		—	東久留米市	
	(小計)			1,474,000		
合 計	14 河川	35 箇所※2		4,154,200		

※1 完成年度は事業完了年度を表す。

※2 下高井戸調節池及び下谷橋調節池は、現在稼働中であるが、一部整備は継続しているため、箇所数については稼働中、整備中の双方に計上する。（合計箇所数については重複計上しない。）